

令和8年度松賀中学校生徒心得

学校教育目標「夢や目標に向かって挑戦し、未来をたくましく生きる生徒の育成」

校訓「明朗・実践・思いやり」

1 松賀中スタンダードについて

学校教育目標、生徒指導年間目標の達成のため松賀中スタンダードを生徒指導の基盤とする。

(1) 明るく元気なあいさつ・返事をします。

- ・授業、部活動等で先生や友達に明るく元気よくあいさつをします。
- ・登下校時に地域の人にあいさつをします。
- ・名前を呼ばれた時は、大きな声で返事をします。

(2) 時間を守ります。

- ・始業、授業開始2分前には、必ず着席します。
- ・行事等においては、2分前には集合完了します。

(3) 黙働流汗清掃をします。

- ・完全無言清掃を行います。
- ・掃除場所に早く行き、時間いっぱい、一生懸命、掃除を行います。
- ・掃除中の来客には、静かに礼をします。

(4) 整理整頓をします。

- ・机やロッカーの整理整頓をします。
- ・使用した場所の整理整頓をします。

(5) きまりを守ります。

- ・社会のルール・松賀中学校のルールを守ります。

(6) 場に応じた言葉遣いで話します。

- ・相手を大切にされた言葉遣いで話します。
- ・場面に応じて、適切な言葉遣いをします。

(7) 授業を大切にします。

- ・ゴールを目指して積極的に学習に参加します。
- ・課題をやりきり、日々予習・復習に努めます。

(8) いじめは絶対に許しません。

- ・いじめを許さない仲間づくりをします。
- ・困っている仲間を助け、互いに支え合います。

2 学校生活について

(1) 登下校 ... よりよい学校生活を送るため、時間を守り、次のルールを守る意識をもつ。

- ① 遅刻や欠席等の連絡は、7時55分までに必ず保護者が行う。
- ② 登校後、教室では8時10分から無言で朝読書等始める。(2分前着席)
- ③ 登下校の服装は制服を基本とする。ただし、部活動がある場合は部活動の服装、また、始めの授業もしくは最後の授業が体育や技術の場合は、登校時や下校時の服装は体操服でよい。
- ④ 帰宅後や休日に学校に登校する際も制服又は部活動の服装で登校する。
- ⑤ 登下校の際は、通学路を通る。また、寄り道、買い食いなどをしない。
- ⑥ 体操服や部活動の服装で登下校する場合は、安全の面からジャージのズボンを着用する。

(2) 自転車通学 ... 自らの命を自ら守るため、次のルールを必ず守る。

- ① 通学に用いる自転車は、防犯登録済みのものとする。
- ② 自転車通学は、入学時に許可を得た者とする。自転車には学校が交付した許可証を付ける。
- ③ 自転車のスタンドは両側スタンドのものとする。
- ④ ヘルメットは必ず着用する。ヘルメットの内側に氏名を書いておく。登下校中歩いて自転車を押す際もヘルメットを着用する。
- ⑤ 駐輪場内は自転車を押して歩く。駐輪するまでヘルメットは外さない。駐輪の際は必ず施錠をし、鍵を抜く。鍵はメインバッグの内側のポケットに入れる。鍵には、学校指定のキーホルダーを付ける。
- ⑥ 松賀坂を下る場合は押して歩く。
- ⑦ 登下校時、他の車両との接触を防ぐため、必ず1列で走行し、並列走行をしない。
- ⑧ 冬場は気温に応じて、ウインドブレーカー、マフラー、ネックウォーマー、手袋を着用して登下校してもよい。ただし、ウインドブレーカー(上着)については、12月から2月終わりまでの間、安全面から登下校時に原則着用する。
- ⑨ 横断歩道では自転車を降り、左右を確認してから押して渡る。

自転車通学①～⑨の内、ヘルメットの着用、並列走行、松賀坂を下る場合は押して歩く、横断歩道を押して渡る、に違反した場合の指導は次のとおりとする。なお、指導の累積回数対象期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

- 1回目 自転車指導、家庭連絡、ふり返り用紙
 - 2回目 自転車指導、厳重注意、家庭連絡、ふり返り用紙
 - 3回目 自転車通学1週間禁止、保護者面談、ふり返り用紙
- ※4回目以降は自転車通学禁止を含め、教員が適宜指導を行う。

(3) 授業等

- ① 授業等開始のチャイムが鳴る2分前に着席する。
- ② 授業等終了のチャイムが鳴り終わるまで教室から出ない。
- ③ 忘れ物をしない。万が一忘れ物があった場合は、速やかに教科担任に申し出る。ただし、事前に教科担任の許可を得た場合は、他者の許可を得て借りることができる。
- ④ 各教科等で「学校に置いて帰ってよいもの」として指定されているもの以外は、家に持って帰る。
- ⑤ 体調が悪く保健室を利用する場合は、教科担任又は学級担任にその旨を申し出て許可を得る。保健室で1時間休養しても回復が見込めない場合は、学級担任又は養護教諭が保護者に連絡して早退する。ただし、保護者と連絡が取れるまでは、安全上の理由から下校しない。
- ⑥ 職員室入室の際は、メインバッグなどの荷物を下ろし、ウインドブレーカーを脱ぐ。

(4) 部活動

- ① 部活動への入部は希望制とし、入部する際は、保護者と相談のうえ、所定の手続きに従って学級担任並びに部活動顧問に入部届けを提出する。
- ② 部活動の活動時間を厳守する。
- ③ やむを得ない理由により転部又は退部する場合は、保護者、学級担任、部活動顧問と相談のうえ、所定の手続きに従って学級担任並びに部活動顧問に転部届又は退部届けを提出する。
- ④ 部活動の活動月及び完全下校は、次のとおりとする。5時間授業の日は、活動時間の終わりを17:00とする。なお、完全下校とは、歩行者については正門を出る、自転車通学者は駐輪場を出ることとする。ただし、いずれの時期においても学校長の許可のもと、大会2週間前から大会日前日まで30分間の活動延長を認める。

活動月	完全下校
4月1日 ～ 9月30日	18:00
10月1日 ～ 市内新人戦	17:30
市新人戦後 ～ 1月31日	17:00
2月1日 ～ 2月28日	17:30
3月1日 ～ 3月31日	17:45

活動終了時刻は、完全下校 10 分前を目安とする。

(5) 服装 服装並びに頭髪の規準は、次の表のとおりとする。

仕様	規準
制服	<ul style="list-style-type: none"> 学校指定のブレザー、スカート、スラックスを着用する。 スカートの丈は、膝下まで隠れる長さとし、スカートのベルト部を折り返したり、裾を短く縫い直したりしない。 スラックスの場合は、必ずベルトを着用し、ベルトの位置は骨盤より上とする。 スラックスをずらして履かない。 ブレザーは、袖を折り曲げて着用しない。 衣替えの時期は夏季は6月上旬、冬季は秋季休業明けを基準とし、速やかに移行する。
ネクタイ	<ul style="list-style-type: none"> 学校指定のネクタイを着用する。着用の際は、ネクタイはゆるめない。
シャツ	<ul style="list-style-type: none"> 白いカッターシャツ（学校指定なし）を着用する。ただし、夏季は学校指定のポロシャツを着用する。シャツは第1ボタンを留める。 ポロシャツを着用する際は、第1ボタンを外してもよい。 上半身の下着は無地で透けないもの（暖色や柄など華美なもの認められない。）とし、カッターシャツやポロシャツからはみ出さないよう着用する。 体操服や部活動で使用する服は下着として着用しない。
靴下	<ul style="list-style-type: none"> 白色で、くるぶしが完全に隠れ、かつ足首全体を覆う長さのものとする。ずらして履かない。ワンポイントは、スポーツブランドのロゴに限り可とし、キャラクターは不可とする。
靴	<ul style="list-style-type: none"> 白色の紐靴（厚底やハイカット、マジックテープは不可）で、体育の授業に支障のないものとする。
スリッパ	<ul style="list-style-type: none"> 学校指定のスリッパを履く。
名札	<ul style="list-style-type: none"> 学校指定のブレザーの所定の位置に縫い着ける。
校章	<ul style="list-style-type: none"> 学校指定のブレザーの所定の位置に着ける。
ベルト	<ul style="list-style-type: none"> 色は黒で装飾のないものとし、華美なバックルは避ける。
メインバッグ サブバッグ	<ul style="list-style-type: none"> 学校指定の氏名キーホルダーを使用する。 落書きをしない。御守りを付ける際は、見えないようにバッグの中に入れる。 原則サブバッグのみでの登校は認めない。また、メインバッグ、サブバッグ以外を使用できない。
ウインド ブレーカー	<ul style="list-style-type: none"> 学校指定のウインドブレーカーを着用する。なお、安全面から袖を伸ばして手を隠さない。 12月から2月終わりまで、防寒及び事故防止の観点から、徒歩通学及び自転車通学での登下校時はウインドブレーカー（上着）を着用する。ただし、気温の変化に応じて5時限目終了後の下校時の着脱は、各自の判断に委ねる。

	<ul style="list-style-type: none"> 校舎内では原則着用しない。ただし、登校時は教室へ入るまで、下校時はHR終了後から着用できる。
セーター カーディガン ベスト	<ul style="list-style-type: none"> 色は白・黒・紺・茶・灰など華美でないもの（無地・ワンポイント可、ライン不可）とする。 ブレザーからセーターの袖、裾が出ないものとする。 体温調節のため、着用していたセーター等を脱ぎブレザーを着用してもよい。
手袋	<ul style="list-style-type: none"> 登下校時に着用してもよい。自転車通学者は12月～2月の期間、事故防止の観点から登校時は必ず着用する。ただし下校時の着脱は気温の変化に応じて各自の判断に委ねる。 素材の指定はないが、色は華美にならないようにする。（ミトンタイプの手袋は安全面から不可）
マフラー ネックウォーマー	<ul style="list-style-type: none"> 登下校時に気温に応じて使用してもよい。 色は原則白・黒・紺・茶・灰など華美でないもので、必ずウインドブレーカーの中に入れる。（分厚くウインドブレーカーの中に入りきらないものは安全面から不可） ウインドブレーカーを着用せずマフラー・ネックウォーマーのみを使用することはできない。
タイツ	<ul style="list-style-type: none"> スカートの場合、無地で黒・紺・茶・灰・ベージュのタイツ（80デニール以上）を着用してもよい。その際は、靴下を併せて着用する。
眉など	<ul style="list-style-type: none"> 抜いたり剃ったりなど、眉に手を加えない。 メイクやアイプチは禁止。
頭髪	<ul style="list-style-type: none"> 学習の妨げにならない清潔感のある髪型であること。 ストレートやウェーブなど、本来の髪質の形状を変えるパーマは禁止する。縮毛矯正については、特段の事情がある場合に限り、家庭から学校に事前に申告し、許可を得た場合は可とする。 染髪、脱色、整髪料、不自然な髪型（極端なサイドの刈り上げ、左右のバランスを故意に崩す等）及びソフトモヒカンやツブブロックなどの髪型は認めない。 【男子】 前髪は、目にかからない長さ、横髪は耳にかからない長さ、後ろ髪はブレザーやカッターシャツ、ポロシャツに髪がかからない長さとする。 【女子】 前髪は目にかからない長さ、横髪や後ろ髪は肩にかかる場合には髪を後ろでくくる。くくる際は、ヘアゴム（黒、紺、茶などの地味なもの）を用い、くくる位置は、耳の高さを越えない高さとし、（ポニーテールは不可）1か所又は2か所又は三つ編みとする。 目や耳に髪がかかった場合は、切るなどして速やかに整える。 頭を下げた時に横髪で顔が隠れる場合は、髪をピンで留める。 ピンは眉の高さの延長線上辺りで左右2本ずつ4本までとし、色は黒、紺などの地味なものとする。 ピンはヘアピンとスリーピン（パッチンピン）の2種類とする。

(6) その他

- ① タブレット PC は、朝学習、授業及び家庭での課題作成等のみ使用し、その他の目的では使用しない。また、教員の許可がない限り、休憩時間中の使用は禁止する。
- ② 学校生活に不要物（学習や部活動に関係ない物）を持ち込まない。
- ③ 筆箱及び部活動で使用する道具や道具入れに学校指定外のキーホルダーを付けない。
- ④ 携帯電話の校内への持ち込みを禁止する。
- ⑤ 必要なく他学年の階には行かない。又、他クラスや使用していない特別教室等に入らない。

- ⑥ 他の生徒、教職員に迷惑がかかることや危害を加えることをしてはならない。
- ⑦ 職員室入室の際は、メインバッグなどの荷物を下ろし、ウインドブレーカーを脱ぐ。
- ⑧ 夏季(6月～9月)は、熱中症予防の観点からお茶に加えてスポーツドリンクを持参してもよい。
- ⑨ 水筒の代わりにペットボトルを持参するのは、衛生面及び環境美化の面から不可とする。
- ⑩ 日焼け止めクリーム、ハンドクリーム、リップクリーム、制汗シートについては、無香料・無着色のものとし教員から許可及び使用場所の指示を受け、その場所でのみ使用すること。

3 学校外の生活について

- ① 生徒だけで大型店舗のゲームコーナーやフードコート、娯楽施設(ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、ボウリング場、映画館等)、飲食店(ファミリーレストラン、ファストフード、カフェ等)に出入りしない。ただし、保護者の許可を得て、家庭生活や学校生活に必要なものを個人で購入する場合は大型店舗やコンビニエンスストアへの出入りが認められる。
- ② 保護者同伴の場合を除き、外泊をしない。
- ③ お祭り等の地域行事やイベントに行く際は、保護者同伴で行く。
- ④ 夜間外出(19:00以降)は原則認められない。ただし、保護者同伴又は学習塾へ通う等特段の事情がある場合を除く。
- ⑤ 深夜徘徊をしない。(23時以降は警察による補導の対象となる。)
- ⑥ 外出するときは保護者に行き先と帰宅時刻を告げておく。
- ⑦ 危険箇所、私有地等へ立ち入ってはならない。
- ⑧ 公園など公共の場を利用するときは、施設の決まりやマナーを守る。

4 違反等に対する指導について

上記1～3について違反があった場合は、事実確認後、教員が適宜指導を行う。

5 個別指導について

生徒指導上の問題が発生した場合や触法行為(喫煙、飲酒、無免許運転など)が確認された場合は個別指導を行う。

【外靴の規準】

ひも靴ではあるが、つま先からかかとまでソールが水平のつくりになっており、体育の授業に適さないため不可。スニーカーの様な形状のものは不可。



【靴下の長さの規準】

一見大丈夫なように見えるが、靴下が動作によりずれて、くるぶしが完全に隠れなくなり、かつ足首全体を覆う長さの物でないため不可。



【ツープロックとその他の髪型とのちがい】

【OKな髪型】

- ・もみあげから上まで刈り上げた髪が繋がっている。
- ・段差がない

【ツープロック】

- ・サイドが刈り上げ
- ・上の髪が長い
- ・段差がある

